### 前回までの議論を踏まえた論点の整理

## 【給付額に関する論点】

# ① 給付基礎額等の見直しに関する論点

#### <総論>

- 給付額の見直しを行い、必要な方に十分な給付をすることは喫緊 の課題であり、まずはこれに取り組むべきではないか。
- 税金を財源とする以上、他の公的給付と整合的なものでなければならないのではないか。他の制度より低い水準となっている点については見直しを検討する余地がある一方で、他の制度よりも高い水準にする場合には、その必要性や根拠がなければならないのではないか。

### <制度を見直す場合の論点>

- 収入がある被害者と比べて、幼いこどもや学生、家事労働者等の 収入がない被害者の給付基礎額が低いのではないか。
- 収入がない方に適用される給付基礎額について、引き上げる余地があるのではないか。給付実態に照らせば、当該給付基礎額の引上げによって、全体的な給付額の引上げにつながるのではないか。
- 被害者の収入が同じ場合に、被害者に生計維持関係遺族があったときと比べて、被害者に生計維持関係遺族がいなかったときには、遺族に支給される給付額が低くなっている。しかしながら、生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショックから十分に就労できなくなり、経済的に大きな打撃を受けるということがあるのではないか。
- 被害後、様々な出費や、遺族が仕事をすることができなかったなどの理由により、給付額が十分ではないということが実態としてあるのではないか。
- 犯罪被害給付制度は、被害者本人の収入を基準にしているが、残された遺族の経済的打撃という観点からは、遺族の経済状況を勘案してもよいのではないか。

## ② 現行の算定方法にとらわれない見直しに関する論点

### <総論>

- 犯罪被害者への給付の支給水準については、民事訴訟における損害賠償があるべき姿ではないか。犯罪被害者が実際に損害賠償を十分に受けることができていない中で、損害賠償額と給付額の差はできるだけ小さくするべきではないか。
- 犯罪被害について第一義的責任を負うのは加害者であることを踏まえた議論が必要ではないか。
- 民事訴訟の損害賠償並みの支給を目指す場合、犯給制度の下で対応が可能なのか。
- 民事の損害賠償の第一次的な責任が加害者にあることも考えると、 犯罪被害給付制度の枠内で民事の損害賠償額を目標とした制度とす ることができるのか。新制度の創設が必要なのではないか。
- 犯給制度は掛金や保険金を前提としておらず、社会保障制度その ものではない。制度の趣旨を踏まえた議論が必要なのではないか。
- 他の公的給付にとらわれることなく、独自の算定方式を採用して もよいのではないか。
- 税金を財源とする以上、他の公的給付と整合的なものでなければ ならないのではないか。他の制度よりも高い水準にする場合には、 その必要性や根拠が必要となるのではないか。

### <制度を見直す場合の論点>

- 国の責任や制度趣旨をどのように考えるか。加害者の責任についてはどうか。
- 財源をどのように考えるか。また、支給対象や金額をどうするか。
- 民事訴訟における損害賠償額そのものを補償するには、個別の債務名義が確定することが必要なのではないか。債務名義の代わりに支給額を算定する仕組みでよいのではないか。
- 支給形式(年金又は一時金)についてはどう考えるか。
- 加害者に対する求償をどのように考えるか。
- 申請に関する除斥期間や消滅時効についてはどう考えるか。

#### 【その他の論点】

○ 過去の制度改正においては、改正制度の施行後に行われた犯罪行為による死亡・重傷病・障害から新制度が適用されるという考え方だったが、これを見直すことはできないか。